

周南市人事行政の運営等の状況の公表

「周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、次のとおり公表します。職員数、給与、採用・退職、勤務時間などのサービス、職員研修及び福利厚生などについて、一般行政職に限らず、消防職員、上下水道職員の状況も公表することで、人事行政の運営等の公正性、透明性の向上を目指しています。

■問合せ	行政管理部人事課	(0834) 22-8254
	消防本部消防総務課	(0834) 22-8755
	競艇事業局管理課	(0834) 25-0540
	上下水道局総務課	(0834) 22-8613
	公平委員会事務局	(0834) 22-8526

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

平成30年4月1日現在で、職員数は1,377人です。前年度と比較すると、平成29年度の退職者などの数37人に対して、30年度新規採用者などの数は48人で、11人増加しました。

部門	職員数 H15.4.21 (合併時) A (人)	H29.4.1 B (人)	H30.4.1 C (人)	増減 C-B (人)	主な増減理由	合併時からの増減 C-A (人)
一般行政部門						
議会	15	10	10	0		△ 5
総務・企画	277	232	250	18	体制の見直し	△ 27
税務	81	60	60	0		△ 21
民生	249	226	224	△ 2	体制の見直し	△ 25
衛生	123	85	85	0	体制の見直し	△ 38
労働	5	1	1	0		△ 4
農林水産	80	40	42	2	体制の見直し	△ 38
商工	37	48	49	1	体制の見直し	12
土木(建設)	172	162	169	7	体制の見直し	△ 3
小計	1,039	864	890	26		△ 149
特別行政部門						
教育	224	124	102	△ 22	体制の見直し	△ 122
消防	196	201	208	7	体制の見直し	12
小計	420	325	310	△ 15		△ 110
普通会計の計	1,459	1,189	1,200	11		△ 259
公営企業等会計部門						
病院	11	5	5	0	体制の見直し	△ 6
水道	100	60	53	△ 7	体制の見直し	△ 47
下水道	58	43	45	2	体制の見直し	△ 13
その他	92	69	74	5	体制の見直し	△ 18
小計	261	177	177	0		△ 84
合計	1,720	1,366	1,377	11		△ 343

(2) 職員採用と競争試験の状況 (平成30年4月1日採用)

区分	受験 申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	採用者数 (人)
市・競艇・上下水道	385	318	156	42	38
消防	29	26	14	10	9
合計	414	344	170	52	47

*以下「市」は、消防本部・競艇事業局・上下水道局以外の全てをいいます。

*新規採用者以外に再任用職員(1人)を新規で再雇用しました。

(3) 職員の退職の状況 (平成29年度)

区分	事由	定年退職 (人)	勸奨退職 (人)	普通退職 (人)	分限退職 (人)	失 職 (人)	死亡退職 (人)	再任用等 任期満了 (人)	計 (人)
市		26		4				2	32
消防		2							2
競艇									0
上下水道		1						2	3
合 計		29	0	4	0	0	0	4	37

(4) 定員適正化の状況について

平成15年の合併時から平成30年4月1日までに職員数を343人削減しました。

今後も、職員の専門性の向上や適材適所による人員配置、また、職員一人ひとりの意識改革を図ることで市民の満足度の向上に努めていきます。

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (平成30年度当初予算額)

会 計	職員数 (A) 人	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A) 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 (B) 千円	
一般会計	1,209	4,715,636	938,844	1,936,869	7,591,349	6,279
競艇事業会計	18	79,614	28,555	32,568	140,737	7,819
水道・下水道事業会計	98	409,815	94,422	171,218	675,455	6,892
全会計	1,382	5,417,833	1,098,616	2,226,731	8,743,180	6,326

*特別職を除きます。職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成30年1月1日時点です。

(2) 人件費の状況 (平成29年度普通会計決算見込額)

住民基本台帳人口 平成30年1月1日現在	歳出額(A) 千円	実質収支 千円	人件費(B) 千円	人件費率 (B/A)
145,188	70,762,188	2,185,092	10,952,377	15.48%

(3) 初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		大学卒	高校卒
国	一般行政職	179,200円	147,100円
	技能労務職		144,500円
市	一般行政職	185,800円	151,500円
	技能労務職		151,500円
消防		192,700円	156,800円
競艇		185,800円	151,500円
上下水道		185,800円	151,500円

*一般行政職とは、福祉職、税務職、医療職、教育職などのいずれにも該当しない行政職をいいます。

技能労務職とは、清掃技術員、調理技術員などです。

(4) 平均給料月額・平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	市		消 防	競艇	上下水道	全職種
	一般行政職	技能労務職				
職員数	792人	25人	208人	18人	98人	1,377人
平均給料額	336,460円	343,336円	307,762円	360,483円	341,760円	327,400円
平均年齢	42.9歳	46.6歳	38.1歳	45.6歳	44.3歳	42.0歳

*全職種には福祉職、税務職、医療職、教育職などを含みます。

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	市			消 防		競艇		上下水道	
	一般行政職		技能労務職	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
	大学卒	高校卒	高校卒						
経験年数10年	272,400円	—	—	280,840円	236,800円	—	—	—	—
経験年数20年	354,731円	310,330円	—	356,943円	319,375円	—	—	—	317,325円
経験年数25年	386,550円	348,390円	—	—	357,677円	—	—	383,575円	—
経験年数30年	409,294円	373,800円	—	—	385,375円	—	—	418,225円	368,150円

*経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務した場合の採用後の年数をいいます。
 該当者がいない区分では前後2年間を含めての平均、前後2年間を含めても該当者がいない場合は“—”としています。

(6) 級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		一般行政職	全職種
給料表の級	標準的な職名	計 792人	計 1,377人
8 級	部長級	17人 (2.2%)	19人 (1.4%)
	次長級	20人 (2.5%)	24人 (1.7%)
7 級	課長級	83人 (10.5%)	104人 (7.6%)
6 級	課長補佐級	97人 (12.2%)	131人 (9.5%)
5 級	係長級	141人 (17.8%)	231人 (16.8%)
4 級	主査級	242人 (30.6%)	496人 (36.0%)
3 級	主任級	84人 (10.6%)	152人 (11.0%)
2 級	副主任級	53人 (6.7%)	108人 (7.8%)
1 級	一般	55人 (6.9%)	112人 (8.1%)

*給与条例に規定される給料表の級区分による職員数です。

(7) 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	国	市・消 防・競 艇	上下水道
期末・ 勤勉手当	【平成29年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.850月分 12月期 1.375月分 0.950月分 計 2.60月分 1.80月分 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	国と同じ	市と同じ
退職手当	【支給率】 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 ※その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算) 在職中の貢献度による加算あり	国と同じ	市と同じ
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 子 10,000円 3. 扶養親族 6,500円 4. 満16歳の年度初めから満22歳 年度末までの子1人につき 5,000円加算	国と同じ	市と同じ
住居手当	1. 借家 (1)家賃23,000円以下 家賃-12,000円 (2)家賃23,001円以上 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (3)家賃55,000円以上 一律27,000円	国と同じ	市と同じ
通勤手当	1. 交通機関 支給限度額 55,000円 2. 交通用具 距離制 2,000円~31,600円	国と同じ	1. 交通機関 市と同じ 2. 交通用具 距離制 2,400円~23,000円
地域手当	(給料+管理職手当+扶養手当) ×支給割合 (3%)	国と同じ	市と同じ

(8) 特殊勤務手当の状況 (平成29年度決算見込額)

区分	市	消 防	競 艇	上下水道	
職員全体に占める手当 支給職員の割合	13.9%	89.7%	100.0%	57.1%	
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	46,313円	68,500円	49,000円	80,281円	
手当の種類 (手当数)	28	3	1	9	
代表的 な手当 の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている 手当	福祉事務従事手当	消防業務従事手当	競艇事務従事手当	作業従事手当
		福祉事務従事手当	消防業務従事手当	競艇事務従事手当	作業従事手当

(9) 時間外勤務手当の状況 (平成29年度決算見込額)

区 分	市	消 防	競艇	上下水道
支給総額	188,105千円	44,457千円	8,611千円	25,059千円
職員1人当たりの支給年額	215千円	234千円	507千円	239千円

(10) 昇給の状況 (平成29年度)

区 分	市	消 防	競 艇	上下水道
職員数 (A)	1,044人	201人	18人	103人
昇給に係る職員数 (B)	980人	196人	18人	99人
号給数別内訳	1号給	3人		1人
	2号給	177人	22人	1人
	3号給	6人	1人	
	4号給	794人	173人	17人
比率 (B)/(A)	93.9%	97.5%	100.0%	96.1%

(11) 特別職の報酬などの状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	給料月額等	
給 料	市長	970,000円
	副市長	790,000円
	教育長	690,000円
	上下水道事業管理者	690,000円
	モーターボート競走事業管理者	690,000円
報 酬	議長	545,000円
	副議長	475,000円
	議員	445,000円
期末手当	市長 副市長 教育長 上下水道事業管理者 モーターボート競走事業管理者	【平成29年度支給割合】 6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.30月分 (別に100分の25加算)
	議長 副議長 議員	6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.30月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間について (標準的なもの・平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8:30~17:15	12:00~13:00

* 消防では交代勤務を行っています。また、図書館や保育園などの職場では、利用者の利便性を高めるために時差出勤を行っています。

(2) 休暇制度などについて (平成29年中)

年次有給休暇	1年につき20日間付与しています。 (新規採用職員には15日間付与)	区分	平均取得日数
		市	10.4日
		消防	6.8日
		競艇	7.9日
		上下水道	13.6日

* 年次有給休暇は、職員が心身のリフレッシュをすることにより、業務効率の向上を図るための制度です。

その他特定の事由による病気休暇・特別休暇(結婚・出産・忌引など)・介護休暇・育児休業があります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	計 (人)
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	17	0	17
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	1	0	1
条例で定める事由の場合		0	0	0	0
計	0	0	18	0	18

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

*休職者は実数となります。(休職期間の更新は含まない。)

(2) 懲戒処分者数 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	計 (人)
法令違反	0	0	0	0	0
服務違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

5 職員のサービスの状況

職員には、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・争議行為の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘密を守る義務 ・営利企業等の従事制限 |
|---|--|---|

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修実施状況 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

求められる職員像を「市民目線と幅広い視野から目標を掲げ責任をもって達成する職員」として「周南市人材育成基本方針(改訂版)」に基づき、その職員像の実現と職員研修など能力開発への具体的な取組みを実施し、人材育成に努めています。

研修区分	研修名・研修機関名	受講者数
内部研修	(階層別・一般・特別) 研修	2,320人
派遣研修	自治大学校・市町村職員中央研修所・県自治研修所など	301人
	(長期派遣) 内閣府、山口県、ふるさと財団、総務省消防庁、山口県消防防災航空センター	8人
	山口県消防学校・消防大学校・救急救命研修所など	20人
	日本下水道事業団・日本水道協会主催研修	11人
自主研修	自己啓発支援制度	19人
職場研修	OJTトレーナーの配置などによる個別指導、集団指導を随時開催	

*他に事業担当部課において、事業実施に必要な実務研修を行っています。

(2) 勤務成績の評定の概要

市では、職員の意欲や能力を高め、組織として成果が得られるように、平成20年度から人事評価制度を全職員対象に試行してきましたが、平成28年度からは地方公務員法の改正に伴い、能力や実績に基づく人事管理の徹底を趣旨とした新たな人事評価制度をスタートさせました。

(平成29年度)

【人事評価制度】

評価区分	評価対象	評価時期	評価の概要
能力	全職員	9・2月評定	評価項目・基準に基づき、自己評価⇒1次評価(面談)⇒2次評価⇒人事評価調整会議⇒評価を確定⇒評価結果のフィードバック
業績	全職員	9・2月評定	

7 職員の福祉の状況

(1) 健康管理事業 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

内 容	受診者など
定期健康診断・人間ドック	1,967人
予防接種 (B型肝炎・破傷風)	275人
職員衛生委員会	3回

*他に健康相談、メンタルヘルス研修などを行っています。

(2) 公務災害補償 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

件 数	災害の概要
12 (内、通勤災害 1)	咬傷・骨折・捻挫・刺傷

(3) 職員共済事業

県内の市町で構成される「山口県市町村職員共済組合」は、職員の生活の安定と公務能率の向上を目的とする共済事業の中核組織として、短期給付 (医療保険)、長期給付 (年金)、福祉事業 (保健事業・貸付事業等) を行っています。

また、職員の互助組織である市職員共済会は、職員の掛金と市からの交付金 (掛金の1/2) を財源として、文化・体育などの元気回復事業を行っています。

8 公平委員会の報告事項

公平委員会とは、中立的・専門的な人事機関として、市長などの任命権者の人事権の行使をチェックする機能をもった機関で、主に、職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求に対する審査や、職員への不利益な処分についての不服申立てに対する裁決を行うこととなっています。

これらに対する平成29年度の実績は以下のとおりとなっています。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 該当なし

9 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況

市では、職員などが職務を執行する際の倫理原則を明確にし、公平かつ公正な市政運営を確保する体制の整備により、市民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令遵守を図り、市民生活の安定と市政に対する市民の信頼確保を目的として、周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定し、平成25年4月1日から施行しています。

同条例第19条の規定に基づき、平成29年度の運用状況を次のとおり公表します。

- (1) 公益通報
 - 受付件数 0件
- (2) 不当要求行為
 - 受付件数 0件

10 職員の退職管理の状況

離職時に、管理又は監督の地位 (課長級以上) にあった職員の営利企業などへの再就職状況 (平成30年4月1日現在)

平成29年度退職で管理又は監督の地位にあった職員	11人
うち営利企業等への再就職届出数	2人

11 特定事業主行動計画の実施状況

市では、次世代育成対策推進法に基づく市特定事業主行動計画 (平成27年4月改訂) に基づき、職員の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進と子育て環境の支援をすることで、働きやすい職場環境づくりを進めています。

(1) 育児休業の取得状況 (市・消防・競艇・上下水道の合計 平成29年度)

平成29年度に新たに育児休業を取得した者	11人
平成28年度から引き続き取得している者	17人

(2) 市ワーク・ライフ・バランスの取り組み

- 平成17年 3月 子育て応援プラン (特定事業主行動計画) の策定
- 平成17年12月 両立支援ガイドブックの作成
- 平成18年 1月 『男性職員の育児参加休暇』の新設
- 平成21年 6月 両立支援ガイドブックの改訂
- 平成22年 3月 子育て応援プラン (特定事業主行動計画) の策定
- 平成23年 1月 管理職を対象とするワーク・ライフ・バランス研修を実施
- 平成24年 1月 管理職、監督職を対象とするワーク・ライフ・バランス研修を実施

平成25年 1月 監督職を対象とするワーク・ライフ・バランス研修を実施
平成27年 4月 子育て応援プラン（特定事業主行動計画）の改訂
平成28年11月 イクボス宣言の実施
平成29年 1月 働き方改革の取り組み開始
平成29年11月 両立支援ガイドブック（育児・介護・治療と仕事）の改訂